

# 第3回オンライン情報法セミナー

## 「中韓の個人情報保護法制の最新トピック」

### 開催報告

一般財団法人情報法制研究所 事務局

#### 開催報告

情報法制研究所(JILIS)は、2021年11月11日(木)に第3回オンライン情報法セミナーを開催した。

中国・韓国においては、直近、個人情報保護法制をめぐる動きが活発となっている。中国では、2021年8月、個人情報の収集・使用等に関する基本原則を定めた個人情報保護法が成立し、11月から施行されている。また、韓国では、2020年に個人情報保護法等のデータ関連3法が改正され、2021年6月にはEUによるGDPR上の十分性認定の手続きが開始されている。本セミナーは、こうした近隣2カ国の個人情報保護法制に関する状況について検討を行うものである。

ここでは、本セミナーの当日の様子を簡略に紹介することとしたい。なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

#### 講演 1

はじめに、包城偉豊氏(TMI総合法律事務所 弁護士)が、「中国個人情報保護法の概要と実務的な対応」と題し、2021年8月に成立した個人情報保護法について以下のとおり説明した。

同法では、個人情報を「電子的又はその他の方式により記録される、既に識別され又は識別が可能な自然人に関連する各種情報」と定義している。ただし、匿名加工後の情報はこれに含まれない。また、生物識別、宗教・信仰、14歳未満の未成年等に係る個人情報はセンシティブ個人情報と定められ、厳格な保護措置等を命じる一段高い規制が設けられている。

適用対象は国内における個人情報の処理行為にとどまらず、国内の自然人に商品又はサービスを提供することを目的とする場合等、国外における処理行為についても一部適用される。域外適用される場合には中国国内に専門機関または指定代表を置く必要があり、日本企業も留意が必要である。

また、個人情報の処理にあたっては、原則として個人からの同意+告知が必要とされている。なお、センシティブ個人情報を取り扱う場合や越境移転させる場合等、法令が「個別の同意」又は「書面の同意」の取得義務を課している場合もある。



自動意思決定に関しては、意思決定の透明性、処理結果の公平性及び公正性を確保し、個人に対し取引条件において差別的な待遇をしてはならないことが明記されているほか、ターゲティング広告のような自動意思決定によるプッシュ型情報通知等については、個人の特徴を対象としない旨の選択肢を同時に提供するか、簡便な拒絶方法を提供しなければならない。また、企業等が個人情報の越境提供を行う場合、個人情報保護影響評価の実施と処理状況の記録が必要である。

個人情報に対する個人の権利については、おおむねGDPRに倣った規定になっているとつつ、

データポータビリティ権の具体的な内容については下位立法の制定が待たれる点、また、同法における削除権はGDPRの「忘れられる権利」とはやや性質が異なる点等に言及があった。

今後の見通しについて、個人情報保護法の下位法令や関連法令、業界ごとのデータ処理に関する規律の制定が進展し、判断や取扱いの基準等がよりクリアになるだろうと述べるとともに、日本企業が実際に直面しそうな2事例について検討し、講演を結んだ。

## 講演2

次に、寺田麻佑氏（国際基督教大学 上級准教授）が、「韓国における個人情報保護法制と十分性認定の現状」と題して講演し、以下のとおり説明した。

韓国における個人情報保護法制の歩みは1990年代に遡る。国家機関電算網事業の強力な推進を背景に個人のプライバシー侵害の可能性が問題になり、公共機関の情報公開に関する法律が1994年に成立した。一方で、民間部門には一般法が存在せず、規律されない死角地帯がある等の体系上の矛盾が発生しており、2011年に統一的なものとして個人情報保護法が誕生した。同法により、収集・利用等に関する基本的なルールが定められるとともに、個人のプライバシー権を保護するための監督機関として、個人情報保護委員会が新設された。

その後、大手カード会社による個人情報流出事故等が相次いだことをきっかけに2015年に改正が行われ、損害額の3倍を上限として個人情報処理者に損害賠償を命じることができる、懲罰的損害賠償制度が導入されるなどしている。

2020年のデータ関連3法（個人情報保護法、情報通信網法、信用情報法）の改正は、第4次産業革命に対応し、ビッグデータのさらなる利活用を目指すものである。同改正は、EUの十分性認定を視野に入れた形での改正であるといえ、改正後の個人情報保護法では個人情報／仮名情報／匿名情報の整理がなされるとともに、個人情報保護委員会の機能強化が図られている。

十分性認定の現状としては、2021年6月に十分性認定文書案が公表されている。十分性認定の対象となるのは、データ関連3法と付属書1（告示2021年1号）となっており（このほか、公的機関が民間事業者から個人データを収集・使用する際の法的枠組みについて解説する付属書2が存在する）、公表文書の結論では、韓国のデータ保護制度はGDPRと本質的に同等であり、保護の範囲および措置、監視監督、救済措置等についても十分に

あるとされている。なお、移転されたデータに対する韓国の公的機関によるアクセスについては集中的に議論されているが、比例的な形かつ法律に基づく限りで一定程度認められている（国家安全保障機関については一部例外がある）。

また、2021年9月にはEDPBの意見が表明されており、韓国に対し十分性認定を与えることについては積極的な評価をしているものの、付属書1が告示であることから、補完的ルールの法的拘束力に対して疑問が示されているところである。



上記のような懸念はありつつも、おそらく十分性認定は付与されるだろうと寺田氏は述べ、データ関連3法の改正はデータ活用推進に資するものとして評価されると同時に、EUによる十分性認定の過程においても、データをしっかり保護しつつ流通を促進するものとして評価されたのであろうとして、講演をまとめた。

## パネルディスカッション

続いて、曾我部真裕氏（JILIS 理事、京都大学 教授）の司会のもと、パネルディスカッションが行われた。ここからは、板倉陽一郎氏（JILIS 理事、ひかり総合法律事務所 パートナー 弁護士）が参加し、冒頭に板倉氏が包城氏・寺田氏の講演内容を踏まえて示した論点に沿って、以下のようなディスカッションがなされた。

まず、板倉氏は、総論的な論点として、特に中国における憲法との関係や保護対象と、両国における（主に行政機関に対する）監督について挙げた。これに対し包城氏は、中国の憲法上、プライバシー権にかかる定めはないものの、憲法に由来する人格権として個人情報保護法が定められているというイメージでよいのではないかと答えた。また、個人情報の定義については、個人情報と個人データといった切り分けはなく、データベース化されているかどうかは関係がないとした。

さらに、個人情報保護法には行政機関を対象とする章があり、行政機関の監督は基本的に内閣府が行うことになるだろうとしつつ、どの程度執行するかについては現時点で定かでないとした。民間部門については、内閣府の各部門がそれぞれの所管業界について個人情報処理の監督を担い、最終的には国家ネットワーク情報部門が統括するとした。

## 論点

- 1 総論
  - 1.1 憲法上の権利との関係、保護対象
  - 1.2 監督機関
- 2 日本の事業者の対応
  - 2.1 域外適用
    - 2.1.1 中国・韓国への物品、サービスの提供・行動の監視
    - 2.1.2 中国・韓国からの取扱いの委託
  - 2.2 越境移転
- 3 データ保護法制を巡る国際関係
  - 3.1 一般データの国際関係
  - 3.2 刑事データの国際関係

韓国における行政機関に対する法執行について寺田氏は、個人情報保護委員会による勧告・命令のうちの、行政機関に対する件数が公表されていないため、状況は不明だと説明した。

また、域外適用に関しては、中国の個人情報保護法では規定が導入されたものの、そこまでアグレッシブには執行しない／できないのではないかと包城氏の見解を述べた。一方、韓国では、域外適用があまり論点化していないという現状を寺田氏は指摘した。

関連して、曾我部氏から、中国の個人情報保護法に基づく罰則について言及があった。これに対し包城氏は、法律違反があった場合、まずは是正やサービス提供の停止等が命じられ、それに応じなかった場合に過料が課されるという段階的な仕組みになっていることを紹介した。

板倉氏が取り上げたセンシティブ情報にかかる各論では、その一つである「行動軌跡」がフィジカルな移動・行動履歴を指し、ネット等の閲覧履歴は含まれないことを確認したうえで、個人情報セキュリティ規範等を参照すると、閲覧履歴もセンシティブ情報に含まれるだろうと包城氏は説明した。

また、個人情報処理の委託／受託については、中国の個人情報保護法上、受託者の義務が明らかでなく、受託者としてどこまでやれば十分か？という企業等からの質問に対しては、「契約を遵守していれば問題ない」としか今の時点では言えないと語った。

日本にとってビジネス的に大きな影響を持つ韓国に充分性認定が付与された後の日韓間の（欧を経由した）データ移転に話題が移ると、寺田氏は、

認定後は移転・流通のハードルが低くなるのではないかとし、日本の個人情報保護委員会が何らかの対応を行う可能性にも触れた。



紙面の都合上紹介することは叶わなかったが、上記以外にも活発な質疑応答が行われた。末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本セミナーの開催レポートとしたい。

## 第3回オンライン情報法セミナー 「中韓の個人情報保護法制の最新トピック」

---

日時：2021年11月11日（木）13:00～15:45

会場：オンライン開催

共催：情報法制学会（ALIS）、次世代基盤政策研究所（NFI）

### プログラム

---

司会：曾我部 真裕（JILIS 理事、京都大学 教授）

13:00～13:05	開会挨拶 曾我部 真裕
13:05～13:55	講演1「中国個人情報保護法の概要と実務的な対応」 包城 偉豊（TMI 総合法律事務所 弁護士）
13:55～14:45	講演2「韓国における個人情報保護法制と充分性認定の現状」 寺田 麻佑（国際基督教大学 上級准教授）
14:45～14:50	休憩
14:50～15:40	パネルディスカッション・質疑応答 司会：曾我部 真裕 パネリスト：板倉 陽一郎（JILIS 理事、ひかり総合法律事務所 パートナー 弁護士） 包城 偉豊 寺田 麻佑
15:40～15:45	閉会挨拶